

**5月20日(日)は
神崎町長選挙の投票日です**

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

◎平成4年5月21日までに生まれた方

◎平成24年2月14日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

◎投票所

第1投票所
神崎小学校体育館
第2投票所
米沢小学校体育館

◇投票時間
午前7時～午後8時

病院などに入院中の方は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

身体に障害のある方は郵便による投票を

◎郵便による不在者投票でいる方

①身体障害者手帳を持つて
・両下肢、体幹、移動機能
の障害が1級または2級
の方

開票

◎投票時間
午前8時30分～午後8時
毎日

◎投票できる方
投票日に、仕事や買い物、

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼう
の方

午後8時45分～
神崎ふれあいプラザ

投票日に用事がある方は期日前投票を

◎投票期間
5月16日(水)～5月19日(土)の毎日

◎投票時間
午前8時～午後8時

旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

◎期日前投票所

役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参下さい。

②戦傷病者手帳を持つている方
・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで

③心臓、腎臓、呼吸器、ぼうの方
・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで

こう、直腸、小腸の障害が1級または3級までは3級までの方
・免疫の障害が1級から3級までの方

う神崎町選挙管理委員会委員が任期満了に伴い、3月7日開催の神崎町議会にて、新たに次の方が選出されました。なお、任期は平成24年4月6日から平成28年4月5日までとなります。

町選挙管理委員会委員決まる

適正な選挙の執行を!!

神崎町選挙管理委員会委員（敬称略）



委員長
片岡正義
(神崎本宿)



委員長職務代理
石橋昌一
(古原)



委員
山中章光
(四季の丘)



委員
高柳力三
(神崎本宿)

◎選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会
(☎(72)2111 内線(211))まで。